

USTR が 2006 年スペシャル 301 条報告書を公表
～ 中国、ロシアは引き続き「優先監視国」指定～

2006 年 4 月 30 日
JETRO NY 澤井、中山

4 月 28 日、USTR は「2006 年スペシャル 301 条報告書」(以下レポート)を公表した。本レポートは 1974 年米国通商法 182 条に基づき、知的財産権保護が不十分な国や公正かつ公平な市場アクセスを否定する国を特定するもので、外国貿易障壁報告書(NTEレポート)¹の公表から 30 日以内に発表される。警戒レベルには高い順に「優先国」、「優先監視国」、「監視国」の 3 段階があり、「優先国」に特定されると調査・相手国との協議が開始され、協議が不調となった場合には対抗措置(制裁)への手続が進められる。

今般発表されたレポートでは「優先国」に指定された国はなく²、「優先監視国」指定が 13 カ国、「監視国」指定が 34 カ国、「306 条監視国」³のパラグアイを含め、全 48 カ国(地域)が指定された。中国及びロシアについては、昨年同様「優先監視国」指定となり、米国は、引き続き知的財産権保護の改善状況を監視していくこととなる(中国は「306 条監視国」指定も継続)。

また、知的財産保護の改善が図られた国として、ウクライナ、ブラジル、パキスタン、台湾、インドネシア、マレーシア、フィリピン、韓国が挙げられている(但し、ブラジル、台湾、インドネシア、マレーシア、韓国に対する警戒レベルは昨年と変わらず)。特に、アゼルバイジャン、カザフスタン、スロバキア、ウルグアイは、その改善が図られたことを理由にリスト国の掲載から外された。なお、監視国 34 カ国の中に、欧州連合(EU)が引き続き挙げられているが、これは地理的表示(GI)に関する EU 規則への米国の関心を示すものである。

同レポートによると、知的財産権保護問題はブッシュ政権の優先課題の 1 つであると指摘。多くの国で保護の改善が図られたとしつつも、依然として中国及びロシアにおいては、冒頭のサマリーにおいても名指しし、模倣品、海賊版が横行しているとして改善の必要性を強く求めている。特に、両国は、原則アルファベット順であるリスト掲載国順においても優先的に記載されるなど、優先監視国 13 カ国の中でも、特別な扱いとされていることがわかる。

¹ http://www.ustr.gov/Document_Library/Reports_Publications/2006/2006_NTE_Report/Section_Index.html

² 2005 年に「優先国」指定されたウクライナを今年 1 月に「優先監視国」に引き下げた。詳細は 2006 年 1 月 24 日付け知財ニュース「スペシャル 301 条、USTR がウクライナの警戒レベルを引き下げ」を参照。
http://www.ustr.gov/Document_Library/Press_Releases/2006/January/USTR_Reinstates_Generalized_System_of_Preferences_Benefits_for_Ukraine.html

³ 1974 年通商法 306 条に基づき、米国の貿易相手国として、米国との通商問題における改善措置や協定等の履行義務が USTR によって監視される国。

「中国」

同国は、依然としてエンフォースメントの改善が最も優先される課題であり、これまでの知財保護への取り組みが、わずかな前進しか見られていないと指摘。今後は、WTO 紛争解決プロセスへの選択肢も視野に入れ検討するとしている。またこれに加え、今後、特に模倣品・海賊版問題が大きな4つの地域(hot spots)として、広東省、北京市、浙江省、福建省を挙げ、地域レベルでの特別レビュー(special provincial review)を実施してくとしている。なお、呉儀副首相主導の下、知財保護の改善に向けた取り組みが行われ、いくつかの分野では前進が見られたものの、米中合同商業貿易委員会(JCCT)におけるコミットメントの達成が大幅に遅れていると指摘しているところ。

「ロシア」

知財保護の改善がいくら進んだものの、同国の海賊版ディスク(CD、DVD等)の増大や同国のウェブサイト(特にwww.allofmp3.com)における著作権侵害に引き続き大きな懸念を抱いている模様。また、ロシアにおける民法改正案が知的財産にマイナス影響を与えかねないとして、かかる法改正への米国の関心を強く示している。米国は今後、ロシアの一般特惠関税制度(GSP)⁴の撤回の検討やWTO加盟交渉を通じて、同国の知的財産権保護の改善を監視していくとしている。

「スペシャル 301 条レポート掲載国(地域)一覧」

優先監視国(Priority Watch List)

中国、ロシア、アルゼンチン、ベリーズ、ブラジル、エジプト、インド、インドネシア、イスラエル、レバノン、トルコ、ウクライナ、ベネズエラ(以上13カ国)

監視国(Watch List)

パハマ、ベラルーシ、ボリビア、ブルガリア、カナダ、チリ、コロンビア、コスタリカ、クロアチア、ドミニカ共和国、エクアドル、欧州連合(EU)、グアテマラ、ハンガリー、イタリア、ジャマイカ、クウェート、ラトビア、リトアニア、マレーシア、メキシコ、パキスタン、ペルー、フィリピン、ポーランド、韓国、ルーマニア、サウジアラビア、台湾、タジキスタン、タイ、トルクメニスタン、ウズベキスタン、ベトナム(以上34カ国)

306条監視国(Section 306)

中国、パラグアイ

< 2006年スペシャル 301条報告書 >

http://www.ustr.gov/assets/Document_Library/Reports_Publications/2006/2006_Special_301_Review/asset_upload_file473_9336.pdf

< 4月28日付USPTOプレスリリース >

http://www.ustr.gov/Document_Library/Press_Releases/2006/April/Report_Notes_Continued_Progress_on_Intellectual_Property_Rights_Identifies_Significant_Improvements_Still_Needed_in_China_R_printer.html

(了)

⁴ 開発途上国の輸出所得の増大、工業化と経済発展の促進を図るため、開発途上国から輸入される一定の農水産品、鉱工業産品に対し、一般の関税率よりも低い税率(特惠税率)を適用する制度。